

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する日本医師会通知2件に関して

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の通知に関し、日本医師会より2件の案内がありましたので情報提供いたします。詳細は日本医師会通知をご参照ください。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

1) オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底について

⇒本件は、オミクロン株による感染拡大につき、当面の体制確保の重要性と今後の感染再拡大のリスクを踏まえ、保健・医療提供体制の対策徹底に関する取組推進の確認を求めるものであります。

本事務連絡は7項目に分かれておりますが、「1 診療・検査医療機関の公表・拡充について」では、「個別の医療機関ごとに公表の判断が分かれ、一部の公表している医療機関に患者が集中することを防ぐため、まん延防止等重点措置の対象地域を中心に、それぞれの地域で一律の対応として、すべての診療・検査医療機関をホームページに公表するよう、改めて地域の医師会等の関係者と協力した取組を行うこと」とされております。なお、これについて、それぞれの地域の実情に応じた方策として感染症法第16条の2の活用を検討する場合には、まずは、地域の医療機関等の関係者間での話し合いに基づく調整を行うことが重要であることに留意するよう要請しております。

2) 宿泊療養又は自宅療養を証明する書類について

⇒今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡が改正された旨連絡なされ、本会に対しても情報提供がありましたので、ご連絡いたします。

本改正は宿泊・自宅療養者が保険会社に入院給付金を請求するために必要となる、療養していた旨の証明書について、療養終了日の記載を求めないことを可能とするものです。本改正に係る対応の概要は下記のとおりです。

*宿泊・自宅療養者から宿泊・自宅療養の証明書の発行を求められた場合、当該療養者からの申告などにより、療養期間が10日以内であるか否かを確認し、①又は②のとおり取り扱えること。

① 10日以内の場合、以下のいずれかの対応を行う。

・医師、病院・診療所・自治体・保健所等の担当者のいずれかの方が別添様式を療養終了日を記載せずに発行する。

・自治体が発行する感染症法に基づく就業制限の通知を証明書として取り扱う。

② ①以外の場合、以下のいずれかの対応を行う。

・医師、病院・診療所・自治体・保健所等の担当者のいずれかの方が別添様式を療養開始・終了日を記載して発行する。

・自治体が発行する感染症法に基づく就業制限の通知・解除通知を証明書として取り扱う。

※様式類は、日本医師会通知文をご参照（下記HP掲載。令和4年3月3日付・健康医療第2課）

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html